

# 河川環境に配慮した工事实施について

平成26年10月2日(木)

鳥取県 鳥取県土整備事務所

## 説明内容

- 1 漁業権との調整について
- 2 河川環境に配慮した工事实施について
  - (1)河床掘削
  - (2)護岸工
  - (3)仮設道路
  - (4)土のう
  - (5)沈砂池
  - (6)調整時の留意点
  - (7)その他
- 3 質疑

# 1 漁業権との調整について

## <内水面の漁業制度>

### 【漁業法】

漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。(第1条)

〔内容〕 漁業権制度、漁業調整機構、漁業許可制度、内水面の漁業制度

### 1 漁業権の法的性質（法第6条、10条、23条）

(1) 漁業権とは、知事の免許（権利の付与）により、一定の水面において、特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利。（漁業を営む権利であり、水面や生息する魚介類等を占有、独占する権利ではない）

都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があるかつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、漁場計画（漁業種類、漁場の位置及び区域その他免許の内容）を定めなければならない。（法第11条）

(2) 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

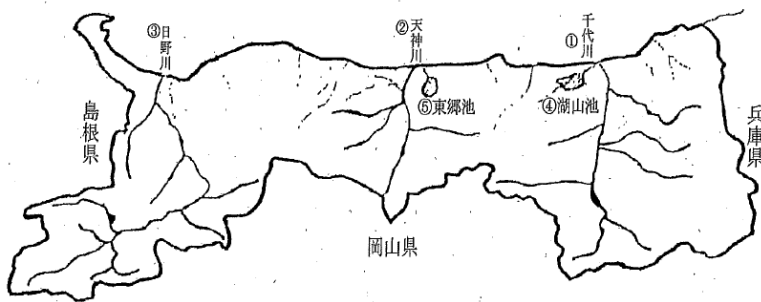
妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利

妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

-2-

# 1 漁業権との調整について

## <内水面における漁業権>



### (2) 漁業権の内容

河川名等	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類(※)
①千代川本流及び支流	内共第1号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ
②天神川本流及び支流	内共第2号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ
③日野川本流及び支流	内共第3号	第5種共同	アユ、ヤマメ、イナ、アマゴ、ニジマス、コイ、ウナギ
④湖山川及び湖山池	内共第4号	第1種共同	シジミ(ヤマトシジミ)、蓮
		第5種共同	コイ、フナ、ウナギ、カサギ、シラウオ、ヒビ
⑤橋津川、東郷池及び東郷川	内共第5号	第1種共同	シジミ(ヤマトシジミ)、コイ
		第5種共同	コイ、フナ、ウナギ、カサギ、シラウオ、ヒビ、ボラ、スズキ

(※)ヤマメにはサケマスを含む。アマゴにはサケマスを含む。

### (3) 存続期間

千代川（内共第1号）  
天神川（内共第2号）  
日野川（内共第3号）  
東郷池（内共第5号）  
湖山池（内共第4号）

平成25年9月1日から平成35年8月31日（10年間）

平成25年9月1日から平成30年8月31日（5年間）  
※湖山池は、環境の変化に対応するため5年間の短期免許としている。

-3-

# 1 漁業権との調整について

## < 漁業権との調整の枠組み >

### 内水面漁業対策協議会

#### 1 目的

公共事業等の工事が、自然環境保全及び魚類の維持増殖等に配慮して施行されるよう漁業権と公共事業の調整を図る。

#### 2 協議会の構成

○千代川、天神川、日野川にそれぞれ設置（事務局は東部農林事務所・中部総合事務所農林局・西部総合事務所農林局）  
〔平成24年度開催状況〕

	協議会 (全体会)	事業調整部会 (工事濁水等対策含む)
千代川漁業対策協議会	-	12回 (毎月1回)
天神川 "	1回	12回 (毎月1回)
日野川 "	-	12回 (毎月1回)

#### ○協議会委員

- ・工事発注者：国、県、市町村
- ・漁業団体：漁業協同組合（漁業権者）
- ・その他：建設業協会等

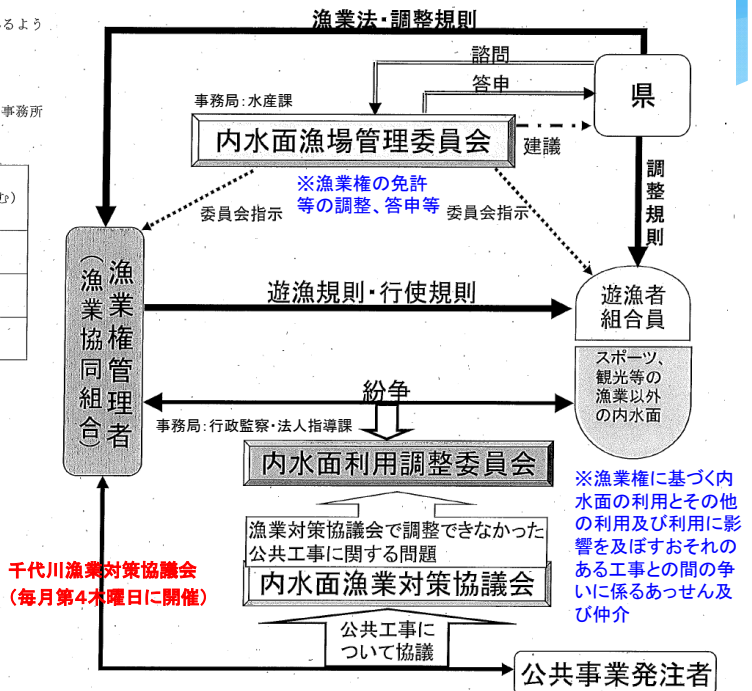
#### ○工事調整手順

- 1) 工事発注前に、工事期間、工法、濁水防止対策等を協議
- 2) 工事発注者、漁業権者の相互合意を得た後、工事発注手続を開始
- 3) 工事施工中に問題が生じた場合、協議会内で対応を検討

#### (参考)

年度毎の工事調整件数

	H20	H21	H22	H23	H24
千代川漁業対策協議会	111	193	168	238	185
天神川 "	112	155	129	137	183
日野川 "	81	124	126	185	148



## 2 河川環境に配慮した工事实施について

### < 基本的な考え方 >

#### 1 濁水は極力流さない。(濁水の低減に努める。)

※稚魚等の放流時期は、極力、河川内工事を行わない又は濁水を流さないよう工程調整する。

※放流時期 あゆ稚魚:5月、やまめ・いわな稚魚:7月、やまめ成魚:2月

#### 2 河岸や河床の改変を極力抑える。

※改変がやむを得ない場合、みお筋や転石等、着工前の河床状況を極力復元するよう努める。

#### 3 仮設材、ゴミ等を河川内に残さない。

## <良い事例>

着工前



完成



## <工夫が必要な事例>

着工前



完成



-6-

## (1) 河床掘削

(1) 河床掘削する際は、**額縁掘削**とすること。

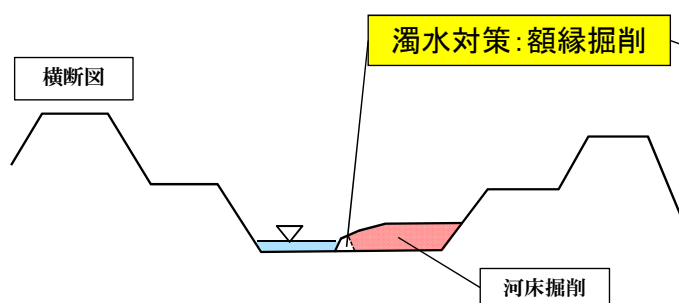
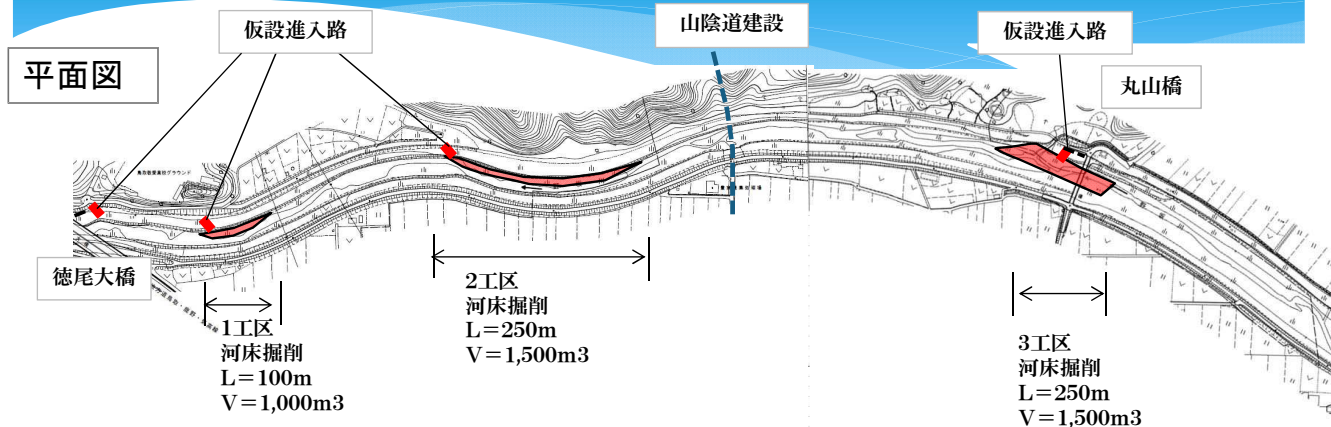
(額縁掘削とは、掘削しようとする中州の水際部分を小堤として現況の状態に残す方法で、額縁部分を残しても洪水時に流出する。)

(2) 河床掘削土中の玉石(概ね20cm以上)は残土処分しないで現地または同一河川に残すこと。

(同じ河川の深掘れした護岸基礎部の埋め戻しや寄石を行うとよい。)

-7-

## 野坂川維持修繕(河床掘削)工事(鳥取市徳尾外)



-8-

## (2) 護岸工について

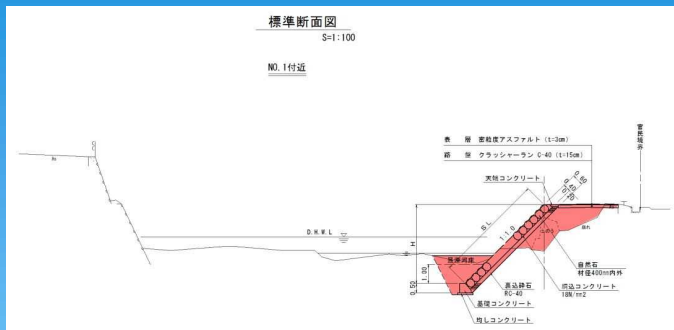
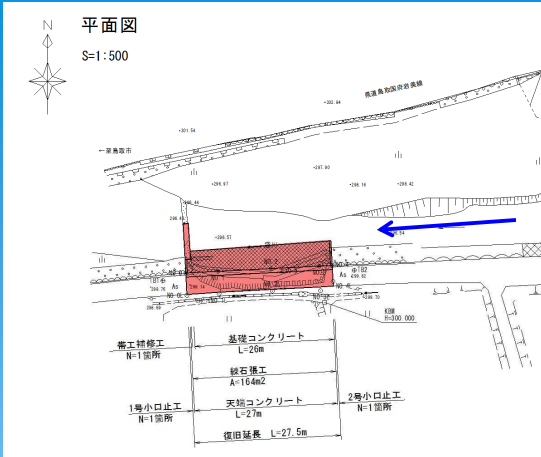
(1) 石積工の**石材を現地採取する場合は、その代替**となる石材を近くの中州や瀬替えにより掘り起こすなどして調達し、河床表面(みお筋)に敷並べること。

(2) 根固めの工夫

捨石の空隙は、水生生物の生息や隠れ場所として良好な環境を与える。

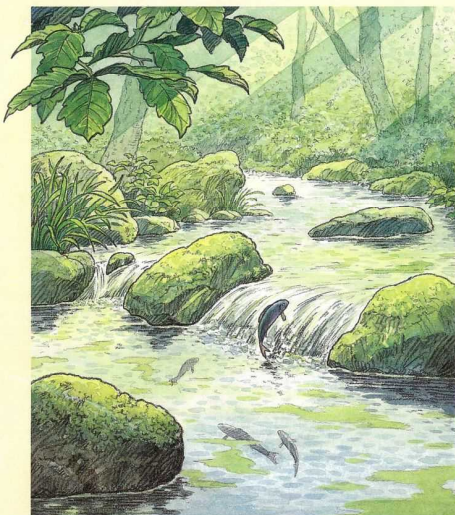
-9-

## 袋川災害復旧工事(国府町木原)



## (2) 護岸工について

### 魚にやさしい 川づくりマニュアル



鳥取県土木部

### <根固めの工夫>



### (3) 仮設道路について

- (1) 河川内に築造する仮設道路の盛土材は、マサ土ではなく現地河床材を使用すること。(マサ土は濁り多い)
- (2) 川を横断するための仮設道路については、ヒューム管上に盛土するのが一般的であるが、濁りを減らすため、H鋼と鉄板を利用した簡易な架橋工法も検討してみる。 (場所、時期等必要に応じて)
- (3) 工事用道路を新設する場合、工事用道路の法面や路面から流出する濁水についても対策を講じること。(水路に土砂溜まりを設置する等)

-12-



-13-

## (4) 土のうについて

- (1) 河川内に設置する土のうの中詰土は、**マサ土ではなく現地河床材を使用すること。**  
(現地に河床材がない場合は、調達先を明らかにすること。  
同一又は近隣河川の堆積土を流用すると良い。)
- (2) **土のうの数が設置時と撤去時で同じか確認すること。**  
**工事管理資料として、設置数や空袋の確認できる写真を整理する。**その際、土のう袋に表示する番号の色は、**県発注工事は赤色とすること。**(国:青、市町ほか:黒)
- (3) **流出防止のため、必要に応じてロープ等で連結すること。**  
(土のう袋が破れた場合は河底を掘って残骸を回収。また、**流出した場合は見つかるまで探し、全数回収するとともに回収した証明資料を漁協へ提出すること。**釣針が土のう引っかかるため。)

-14-

## (4) 土のうについて

### <工事における大型土のうの管理>

大型土のう設置状況

(監督員は設置時に個数を確認すること)



大型土のう空袋確認状況

(監督員は設置した全空袋数を確認すること)



-15-



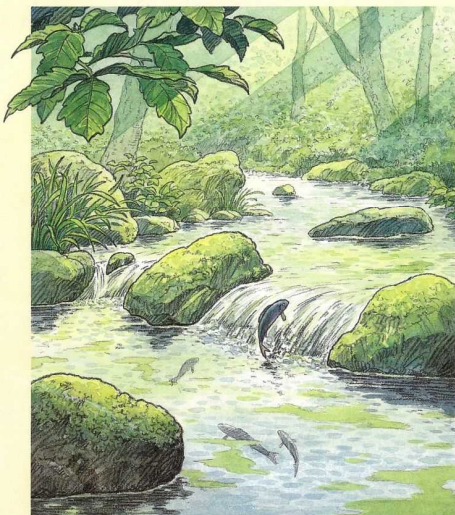
## (5) 沈砂池について

- (1) 沈砂池の底にブルーシートは敷かないこと。  
(ケースバイケース。ブルーシートを敷くと自然ろ過の妨げになる。)
- (2) 沈砂池に堆積した泥は定期的に除去すること。  
(ケースバイケース。ブルーシートが敷いてあると掘削できない。)
- (3) 高水敷が広い場合は、沈砂池は高水敷を掘削する方法で築造すること。  
(河道内にわざわざ土のうを使って沈砂池をつくる必要はない。)
- (4) 沈砂池は、濁りの程度や湧水量に見合った大きさ、基数とすること。効果が不十分な場合は、増設等を行うこと。  
(泥が沈降するまでに湧水とともに沈砂池の外に流れ出てしまう。)

-16-

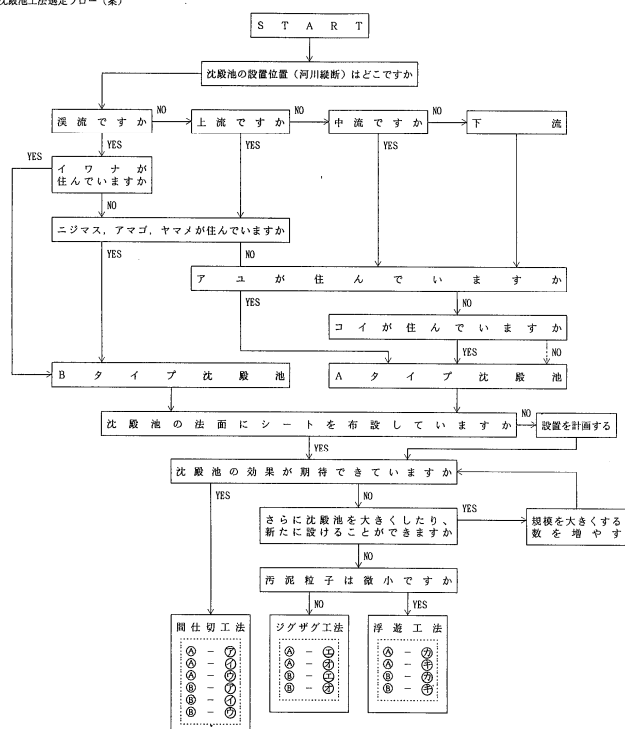
## (5) 沈砂池について

### 魚にやさしい 川づくりマニュアル

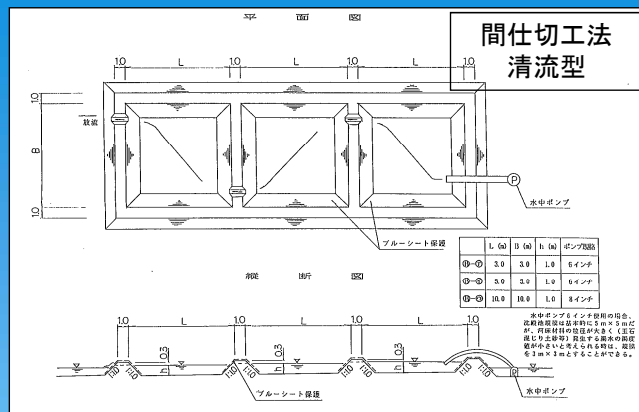
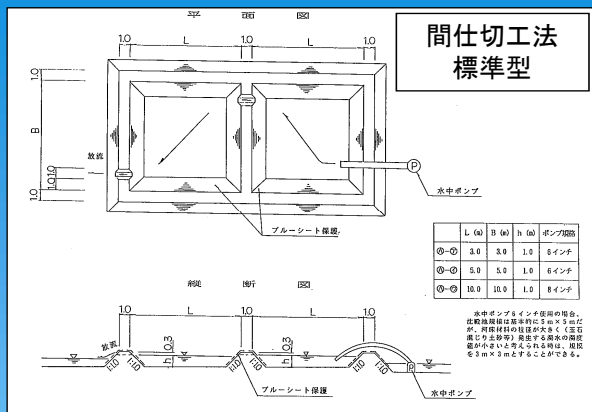


鳥取県土木部

(2) 沈砂池工法選定フロー(案)



-17-



**沈砂池  
間仕切工法  
標準型**



## (6) 調整時の留意点

- (1) 相手にわかりやすく、現地の状況に精通し、設計した **担当者本人が説明すること。**
- (2) やむを得ず他の者が説明する場合は、設計内容と現地をよく確認し、説明できるようにしておくこと。
- (3) 図面に工事概要(護岸工事の場合は延長、河床掘削工事の場合は掘削体積等)を明示すること。
- (4) 仮排水(仮設管、瀬替え)、濁水処理(釜場の位置、沈砂池の構造)、進入路の位置、工事手順等の図面でわかりやすく示すこと。
- (5) 協議会に図面を提出する前に、担当者の上司(特に所属長)は十分確認すること。

## (6) 調整時の留意点

- (6) 事業調整会議前に、**事前協議**と称して漁協に資料を持ち込むことは**原則認めない**。ただし、災害復旧等緊急を要する場合の個別協議はやむを得ないとします。発注前協議を徹底してください。
- (7) **既発注工事に箇所を追加する場合は**、事前に**個別協議**を行うこと。
- (8) 他の箇所の濁水対策工法も参考にすべきであり、出席者は**途中退席をしない**でください。
- (9) 工事延期報告の説明資料の写真は、最新の現場状況がわかるものとする。
- (10) 護床ブロックは構造図やカタログ等を添付し、ブロック形状や連結方法等がわかるようにすること。必要に応じて、模型等で説明すること。

-20-

## (7) その他

- (1) 監督員は仮締切、瀬替え、沈砂池設置等、濁水対策の区切りにおいては、現地状況を確認すること。
- (2) 川をせき止める場合は、魚の遡上も検討すること。
- (3) 護床ブロックを使用する際、河川状況から魚類等の生息環境に配慮すべきと判断される場合は、それに適した形状寸法のを仕様書に明記すること。(事前に漁協に協議するのが良い。)

-21-

## (7) その他

### (4) 完成前確認の実施について

漁協調整対象工事については、漁協による完成前確認が必要となりましたので、遺漏のないようお願いいたします。

- 確認者 千代川漁協 各地区担当の理事
- 確認事項
  - (1) 河床状況
  - (2) 仮設材(大型土のう等)の撤去
  - (3) 工事資材や発生したゴミ等の撤去 等
- 確認時期
  - ・工事完了前の河床整理が概ね完了した時点
  - ・ただし、完成確認時の指摘等に対応できるよう、バックホウ等が現地にある時期に完成確認を受けること。